



No. 6

広報はとまがわ

H 9. 4. 1 現在

地区面積

57,524,374 m²

組合員数

4,296名

国営かんがい排水事業施行



昭和46年度完成

山吉田揚水機場

昭和44年着工～昭和46年完工され、

総事業費2億3千6百万円で施行された。

ごあいさつ

理事長 渡辺 栄司



春暖の候を迎え、万物躍動の季節となり組合員皆様方には益々御健勝で農事に励んで

おられる事と拝察申し上げます。さて、本土地改良区も合併して四年目に入り、組合員の皆様をはじめ関係機関の御指導と御支援により各種事業の促進と改良区運営が順調に進んでおりますことは、役員一同感謝にたえないところであります。又、去る三月二十四日宮城県土地改良事業団

体連合会の第三十八回通常総会の席上において、伊藤宗一郎会長より、長年に亘り農業農村整備事業の推進に尽力をし、その成績は特に優秀であるという事で優良団体として本土地改良区が表彰され、これまた喜びにたえないところであります。顧みますと昨年の稲作は、田植え時期の低気圧連日の強風により生育が遅れて心配されましたが、その後天候が回復して豊作に恵まれました。しかし多量の余剰米を抱えた中で、価格の低迷が

続きその上現在、国が進めている財政改革により聖域のない改革を言明しており従って、今後の農業予算は、非常に厳しくなってくると思えます。私くしたちに課せられた責務は、「土と水」をどうしかり守って行くか、という点であると考えている訳でございます。こう言つて各々種団体が連携をとりながら地域住民と一致結束、各土地改良事業の中でも補助率の高い、担い手育成支援事業や県

宮城幹水利施設補修事業更に、国営施設整備事業等に取り組み、合わせて農家負担の軽減対策を強力に推進し進め役職員一丸となって、鋭意努力を重ねながら農業の活性化を計って行く所存でございます。組合員皆様方の尚一層の御支援、御協力を、よろしく御願い申し上げます。最後に組合員皆様の御健勝を心から御祈念申し上げて挨拶とします。



平成九年度各種会計当初予算(案)

予算総額三十六億四千七百一十一万円成立

本土地改良区平成九年度通常総代会が、去る三月七日午前十時より南方町農村環境改善センターにおいて、総代現在数七十九名中七十二名の出席を得て開催された。

本会議の議長に伊藤昭一総代が選任され、三十一ヶ件の議案を提出し慎重審議の結果、原案の通り可決して午後十二時十五分開会した。

当日の提出議案は次のとおり。

議決

事項

☆第一号議案 財産の取得に

☆第七号議案 平成八年度一般会計歳入歳出補正予算議決

☆第十二号議案 平成八年度

について

☆第二号議案 追川沿岸土地改良区定款の一部変更について

☆第八号議案 平成八年度特別会計(県営・団体営・非補助・県営事業)償還金歳入歳出補正予算議決について

☆第三号議案 追川沿岸土地改良区規約の一部改正について

☆第九号議案 平成八年度特別会計(県営は場整備事業)歳入歳出補正予算議決について

☆第四号議案 追川沿岸土地改良区委員会処務規程の一部改正について

☆第十号議案 長期借入金及び償還方法(県営事業)の一部変更について

☆第五号議案 追川沿岸土地改良区監査細則の一部改正について

☆第十一号議案 平成八年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出補正予算議決について

☆第六号議案 追川沿岸土地改良区会計細則の一部改正について

☆第十二号議案 平成八年度



9年3月7日 平成9年通常総代会開催 31議案原案通り可決し閉会



- 特別会計（適正化事業・管理体制事業）歳入歳出補正予算議決について
- ☆第十三号議案 追川沿岸土地改良区報酬及び費用弁償支給規程の一部改正について
- ☆第十四号議案 担い手育成支援事業計画変更承認について
- ☆第十五号議案 旧追川地区県営基幹水利施設補修事業計画について
- ☆第十六号議案 団体営（県新上谷地地区）事業について
- ☆第十七号議案 平成九年度維持管理適正化事業実施計画について
- ☆第十八号議案 平成九年度一般会計歳入歳出予算議決について
- ☆第十九号議案 長期借入金及び償還方法（県営事業）について
- ☆第二十号議案 平成九年度特別会計（県営・団体営・非補助・県営事業）償還金歳入歳出予算議決について
- ☆第二十一号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法について
- ☆第二十二号議案 平成九年度特別会計（県営ほ場整備事業）歳入歳出予算議決について
- ☆第二十三号議案 長期借入金及び償還方法（県営事業）について
- ☆第二十四号議案 一時借入金及び償還方法について
- ☆第二十五号議案 平成九年度特別会計（換地清算金）積立金歳入歳出予算議決について
- ☆第二十六号議案 平成九年度特別会計（無栗沼遊水地事業）積立金歳入歳出予算議決について
- ☆第二十七号議案 平成九年度農地転用済金の徴収額決定について
- ☆第二十八号議案 平成九年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用済金）積立金歳入歳出予算議決について
- ☆第二十九号議案 平成九年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について
- ☆第三十号議案 平成九年度賦課金の徴収について
- ☆第三十一号議案 平成九年度用水使用料の徴収について

全議案

「原案可決」

……以上



質疑……佐々木総代



質疑……星総代



議長……伊藤昭一総代

平成9年度一般会計予算 787,252,000円

歳入・歳出のあらまし

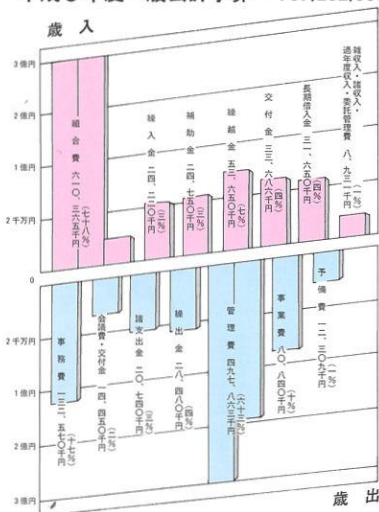
組合員賦課金は、全体の六〇、三六五千円で、対前年

度賦課金より六、七七八千円（一・一％）の減額となっている。又、今年も維持管理事業については、県営基幹水利施設

一般会計当初予算

歳入・歳出予算額

七億八千七百二十五万二千円



旧迫川地区県営基幹水利施設補修事業計画

1. 事業費 揚排水機場工2ヶ所

(1) 高石揚水機場 電気設備・主ポンプの補修、更新外

(2) 畑岡揚水機場 電気設備・主ポンプの補機設備更新・建屋防水

用排水路工 11路線

(1) 用水路 6路線 L=3,072.0m コンクリート更新外

(2) 排水路 5路線 L=4,514.0m 法面崩壊に伴う平板ブロック護岸外

2. 総事業費 1,036,000千円

3. 工期 平成8年～平成12年

4. 補助率 国～50％、県～30％、関係町～10％、地元～10％

平成9年度維持管理適正化事業計画

期別	機 場 名	整備補修工事内容	設置年度
第17期生	西 館 機 場	2号ポンプ及び補機整備工事	昭和44年度
第18期生	舟 橋 機 場	1号ポンプ整備工事	昭和57年度
第19期生	高 石 機 場	1号ポンプ蟻形弁及び1～3号ポンプ逆止弁整備工事	昭和46年度

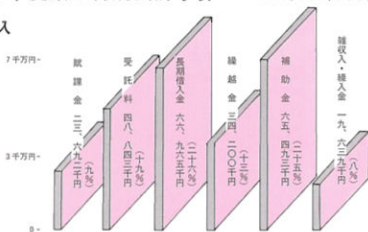
平成9年度県ほ特別会計予算 258,832,000円

県ほ特別会計当初予算

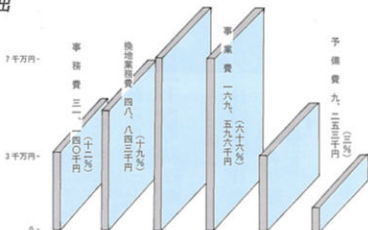
歳入・歳出予算額

二億五千八百八十三万二千元

歳入



歳出



県営ほ場整備事業・事業費概算額 13億8,860万円

(単位: 千円)

地区名	事業費	分担金	長期借入金	地区名	事業費	分担金	長期借入金
長沼地区	318,000	69,600	4,105	追南部地区	339,200	17,920	17,920
内訳	三方島区	299,238	65,493	泥内区	223,193	11,791	11,791
	町新田区	10,494	2,296	土手ノ内区	96,332	5,089	5,089
	地鏡区	8,268	1,809	茂伝治区	19,673	1,039	1,039
				野谷地地区	636,000	33,600	33,600
北浦地区	95,400	11,340	11,340				

9年度予算 特別会計

県営・団体営・非補助・県ほ事業債還金

621,092千円

換地清算金積立金

961,663千円

蕨栗沼遊水地事業積立金

94,501千円

職員退職給与積立金

312,108千円

財政調整積立金

244,017千円

農地転用決済金積立金

216,090千円

担い手育成支援事業

145,157千円

合計事業費 28億9,482万円

9年度予算 特別会計

維持管理

インフォメーション

平成9年度

豊かなみのりを育む 水

今年もいよいよ国に水が

用水期到来

本田揚水開始・4月21日から開始

揚水開始及び

終了予定について

四月二十一日から四月二十四日まで日中のみ揚水。

四月二十五日から八月三十一日まで毎日二十四時間運転となります。

但し、九月一日以降十日までは、稲の成育状態により運転することもあります。

「期間中の機場の管理方法としては、期間雇用四十九名、管理委託二十五名で百十機場を運転管理する。

又保安及び整備については、電気主任技術者及び係職員で常時巡回し行う。」

用排水施設の管理

土地改良区が、管理する水路は幹支線級のみであり小水路については関係組合員の管理となります。

用水管理は、常に流水の円滑を期するために浚渫1回・葦刈2回を実施し、又、用水調整については水路管理人による巡視調整を行うが、それでも困難な路線が生じた場合は番水制を取る事もあり、更に用水不便を来す地域には臨時ポンプの設置対応となります。

排水管理は、降雨量等の状況を勘案し、より適切な排水運転を図ります。

揚水計画円滑な
水利用・節水に

農繁期を迎え、組合員皆様にはお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

9年度の用水は、4月21日から揚水開始の計画となっています。

例年のごとく5月の連休が水引のピーク時となりますので、お互いに適切な水管理をされ、より円滑な水利用及び節水に御協力をお願いします。

水がささえる豊かな社会…

川（水）も生きもの…

みんなできれいに！



用排水路へのゴミ等の

不法投棄はやめましょう

近年の生活様式の変化に伴い、年々水路施設内にプラスチック容器、空き缶、ビン類等、粗大ゴミまでが捨てられているのが現状です。これらの不法投棄により水質汚濁並びに施設揚水機等へのつまり、破損など及ぼす影響は図りられません。（負担が高まります）

土地改良施設は、組合員皆様方の大切な財産です。ゴミを絶対に捨てないよう捨てさせないよう皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

みんなで

『可愛い子供』を

水の事故から守りましょう！

本年も四月二十一日より本田揚水が一斉に開始され、各用排水路が満水となり、九月上旬まで非常に危険な状態が続くこととなります。

本土地改良区では、水難事故発生の未然防止を、モットーに安全施設（防護柵、立札）等の整備や幼稚園、小学校へも注意指導をお願いし、未然防止に努力しているところです。

9 年 度 県 ぽ 事 業 施 行 計 画

地 区 名	事 業 量 ・ 内 容	
長 沼 地 区	L = 350 m A = 80.0 ha	中川幹線排水路装工 穴山工区暗渠排水工
北 浦 地 区	L = 200 m	幹線排水路装工
迫 南 部 地 区	A = 26.0 ha 1 式 1 式	土手ノ内工区暗渠排水工 旧泥内排水機場撤去工 泥内工区小排水装工
野 谷 地 地 区	A = 58.0 ha A = 40.0 ha 1 式	区画整理工 暗渠排水工 第1号揚水機場工

“魅力あふれる豊かな農業農村をめざして”



平成8年度迫南部地区低コスト化
水田農業大区画ほ場整備事業で施
行された泥内排水機場

機械設備

横軸斜流ポンプ

φ600mm 1台

モーター 40KW 1台



平成8年度迫南部地区低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業

泥内5工区区画整理工事全景（新堰水路より泥内集落をのぞむ）

*組合員のみなさんへ こんな時はお届け下さい！ *

⇒ 諸名義変更等の手続き・届出は、すみやかに土地改良区へ

~~~~~ お済みですか？

### ◆ 組合員資格得喪届出を

#### 1. 名義変更・売買等による移動の方へ

地区内にある耕作地を売買した時及び経営移譲・一括贈与・使用貸借・受委託等した場合、又は、住所変更をした時・組合員が死亡した場合。

#### 2. 農業者年金受給の方へ

年金受給資格権利を得るために使用貸借や一括贈与、又は第3者移譲の申請を行なった場合。

#### 3. 農地転用等の方へ

田（農地）を宅地や畑（農地以外）に転用したとき又は、公共事業用地（道路等）に買収された場合。  
「下記の決済金が必要。」

以上の場合は、当事者連署押印（認印）の上お願いいたします。

### ■ 土地改良施設の他目的使用の届出を

#### 1. し尿浄化槽等を設置する場合

地区内に、し尿浄化槽・畜産汚水処理槽等の設置並びに家庭雑排水等を放流する場合。

#### 2. 土地改良施設及び用地を使用する場合

宅地等の出入口に使用したい場合。

### ※施設の破損等の場合→届出

当土地改良区の管理する工作物及び施設その他について、滅失・破損その他修繕を要する場合。

※詳しいこと・届出は、直接当土地改良区へお願いいたします。

TEL 0220 (58) 2024 代表

## 平成9年度農地転用決済金一覧表

| 地 区 名       | 1,000㎡当り決済金 | 備 考           | 地 区 名         | 1,000㎡当り決済金 | 備 考                 |
|-------------|-------------|---------------|---------------|-------------|---------------------|
| 第 1 地 区     | 246,660円    |               | 県 ぼ 第 6 地 区   | 147,803円    | 第1地区決済金に加算される       |
| 第 1 地 区     | 164,660円    | 用水のみ地区        | 県 ぼ 第 7 地 区   | 151,976円    | 米山地区決済金に加算される       |
| 第 2 地 区     | 211,980円    |               | 県 ぼ 第 8 地 区   | 84,194円     | 〃                   |
| 第 2 地 区     | 129,980円    | 用水のみ地区        | 県 ぼ 第 9 地 区   | 85,403円     | 〃                   |
| 第 2 地 区     | 136,660円    | 排水のみ地区        | 県 ぼ 第 10 地 区  | 101,927円    | 第1地区及び第2地区決済金に加算される |
| 沼地 沼 崎      | 231,980円    |               | 県 ぼ 第 11 地 区  | 238,283円    | 〃                   |
| 内 大 平 前     | 93,320円     |               | 県 ぼ 第 13 地 区  | 237,075円    | 第1地区決済金に加算される       |
| 第 1 区       | 165,320円    |               | 県 沼 沼 新 田 区   | 314,892円    | 第2地区決済金に加算される       |
| 第 2 区       | 137,320円    |               | 地 地 糧 区       | 344,102円    | 〃                   |
| 第 3 区       | 81,320円     |               | 県 ぼ 北 浦 地 区   | 311,281円    | 〃                   |
| 米 山 地 区     | 213,980円    |               | 県 南 泥 内 区     | 157,827円    | 〃                   |
| 大 網 地 区     | 33,951円     | 第1地区決済金に加算される | 土 手 ノ 内 区     | 106,683円    | 〃                   |
| 西 谷 地 地 区   | 97,670円     | 米山地区決済金に加算される | 迫 区 茂 伝 治 区   | 77,266円     | 〃                   |
| 千 分 千 貫 区   | 66,764円     | 第1地区決済金に加算される | 県 ぼ 野 谷 地 地 区 | 69,872円     | 第1地区決済金に加算される       |
| 野 谷 地 区     | 105,101円    | 〃             | 県 事 第 1 地 域   | 26,588円     | 第1地区及び第2地区決済金に加算される |
| 畑 岡 分 区     | 75,955円     | 〃             | 第 2 地 域       | 12,504円     | 米山地区決済金に加算される       |
| 一 ノ 曲 分 区   | 223,943円    | 〃             | 県 一 千 貫 区     | 23,057円     | 第1地区決済金に加算される       |
| 県 ぼ 第 2 地 区 | 48,165円     | 〃             | 平 野 谷 地 区     | 37,305円     | 〃                   |
| 県 ぼ 第 3 地 区 | 63,957円     | 米山地区決済金に加算される | 一 ノ 曲 分 区     | 15,823円     | 〃                   |
| 県 ぼ 第 4 地 区 | 101,080円    | 第1地区決済金に加算される | 県 ぼ 第 6 地 区   | 32,246円     | 第1地区決済金に加算される       |
| 県 ぼ 第 5 地 区 | 89,216円     | 〃             | 県 ぼ 第 10 地 区  | 12,602円     | 第1地区及び第2地区決済金に加算される |
|             |             |               | 県 ぼ 第 11 地 区  | 21,672円     | 〃                   |

## 平成9年度賦課金並びに徴収期限一覧表

| 区 分               |             | 1,000㎡当り<br>賦 課 金 | 徴 収 期 限     |                             | 備 考       |
|-------------------|-------------|-------------------|-------------|-----------------------------|-----------|
|                   |             |                   | 第 1 期       | 第 2 期                       |           |
| 経 常 賦 課 金         |             |                   |             |                             |           |
| 事 務 費             | 田           | 2,700円            | 平成9年4月15日発付 | 平成9年11月14日発付                | 第1期70%賦課  |
|                   | 畑           | 1,350             | 平成9年4月30日限り | 平成9年12月1日限り                 | 第2期30%賦課  |
| 第 1 地 区           |             | 5,300             | "           | "                           | "         |
|                   | 1/2         | 2,650             |             |                             |           |
| 第 2 地 区           |             | 3,800             | "           | "                           | "         |
| 排 水 地 区           |             | 4,000             | "           | "                           | "         |
|                   | 1/2         | 2,000             |             |                             |           |
| 沼 崎               | 沼 崎         | 8,900             | "           | "                           | "         |
|                   | 大 平 前       | 2,000             |             |                             |           |
| 内 浦               | 第 1 区       | 5,600             | "           | "                           | "         |
|                   | 第 2 区       | 4,200             |             |                             |           |
|                   | 第 3 区       | 1,400             |             |                             |           |
| 米 山 地 区           |             | 7,800             | "           | "                           | "         |
| 特 別 会 計 償 還 賦 課 金 |             |                   |             |                             |           |
| 県 分<br>担 営 金      | 第 1 地 域     | 2,700円            |             | 平成9年11月14日発付<br>平成9年12月1日限り | 第2期100%賦課 |
|                   | 第 2 地 域 田   | 1,490             |             |                             |           |
|                   | 第 2 地 域 畑   | 300               |             |                             |           |
| 大 網 地 区           |             | 4,600             |             | "                           | "         |
| 西 谷 地 地 区         |             | 10,610            |             | "                           | "         |
| 県 第 一 地 区         | 千 分 千 貫 区   | 5,450             |             | "                           | "         |
|                   | 貫 区 野 谷 地 区 | 2,950             |             |                             |           |
|                   | 畑 岡 分 区     | 10,290            |             |                             |           |
| ぼ 区 一ノ曲分區         |             | 6,830             |             | "                           | "         |
| 県 ぼ 第 2 地 区       |             | 7,070             |             | "                           | "         |
| 県 ぼ 第 5 地 区       |             | 7,980             |             | "                           | "         |
| 県 ぼ 第 10 地 区      |             | 7,230             |             | "                           | "         |
| 県 ぼ 第 4 地 区       |             | 6,960             |             | "                           | "         |

| 区 分                   |         | 1,000㎡当り<br>賦 課 金 | 徴 収 期 限 |                                   | 備 考         |
|-----------------------|---------|-------------------|---------|-----------------------------------|-------------|
|                       |         |                   | 第 1 期   | 第 2 期                             |             |
| 特 別 会 計 償 還 賦 課 金     |         |                   |         |                                   |             |
| 県 ば 第 6 地 区           |         | 4,710円            |         | 平成 9 年11月14日発付<br>平成 9 年12月 1 日限り | 第 2 期100%賦課 |
| 県 ば 第 11 地 区          |         | 4,590             |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ば 第 13 地 区          |         | 7,580             |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ば 第 3 地 区           |         | 8,310             |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ば 第 7 地 区           |         | 9,980             |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ば 第 8 地 区           |         | 8,630             |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ば 第 9 地 区           |         | 8,880             |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ば 特 別 会 計 特 別 賦 課 金 |         |                   |         |                                   |             |
| 長 地                   | 町 新 田 区 | 14,000円           |         | 平成 9 年11月14日発付                    | 第 2 期100%賦課 |
| 沼 区                   | 地 嶺 区   | 14,000            |         | 平成 9 年12月 1 日限り                   |             |
| 北 浦 地 区               |         | 11,000            |         | 〃                                 | 〃           |
| 迫 地                   | 泥 内 区   | 4,000             |         | 〃                                 | 〃           |
| 南                     | 土 手ノ内区  | 2,000             |         |                                   |             |
| 部 区                   | 茂 伝 治 区 | 2,500             |         |                                   |             |
| 野 谷 地 地 区             |         | 2,200             |         | 〃                                 | 〃           |

## 平成9年度用水使用料

| 区 分       | 1,000㎡当り<br>用水使用料 | 徴 収 期 限                     | 備 考          |
|-----------|-------------------|-----------------------------|--------------|
| 事 務 費     | 2,700 円           | 平成9年11月14日発付<br>平成9年12月1日限り | 一般事務費賦課の100% |
| 第 1 地 区   | 2,650             | 〃                           | 一般管理費賦課の50%  |
| 第 2 地 区   | 1,900             | 〃                           | 一般管理費賦課の50%  |
| 排 水 地 区   | 2,000             | 〃                           | 一般管理費賦課の50%  |
| 内 浦 第 1 区 | 3,920             | 〃                           | 一般管理費賦課の70%  |
| 内 浦 第 2 区 | 2,940             | 〃                           | 一般管理費賦課の70%  |
| 米 山 地 区   | 3,510             | 〃                           | 一般管理費賦課の45%  |

★ ★ 賦課金の納入は  
期 限 内 に  
御 協 力 を ★ ★

九年度第一期賦課金は四月十五日発付、四月三十日限りで一般会計賦課金七十%のみを徴収することになります。  
納期限内に納入下さいますよう組合員皆様方の特段の御協力を  
お願い申し上げます。

納入期限は4/30です。



## 宮城県土地改良事業団体連合会 会長表彰受賞者紹介

去る三月二十四日宮城県土地改良事業団体連合会第三十八回通常総会の席上に於いて本土土地改良区が、農業農村整備事業の推進に尽力し特に優秀であるという事で、合併後初の優良団体表彰を会長より受賞されました。

又、土地改良事業の向上発展に寄与した功績が認められ、土地改良事業功労者として次の職員が会長表彰を受賞されましたので紹介いたします。

### 会計課

### 賦課徴収係主事

三浦 昭彦

### 事業課

機場係技師 田中 淳



## 人事 往 来

◎職員 (一) 旧所属職名  
 平成九年三月三十一日付  
 退職

佐々木 恭 藏

(総務課庶務係技師)

昭和五十八年二月一日付、前登米郡米山町土地改良区に採用以来、技師としては場整備事業推進に発展向上に尽力を献げ有難うございました。

今後は、宮城県土地改良事業団体連合会職員として、土地連の発展のため御活躍され

ますことをお祈りします。  
 「長い間ご苦労様でした。」  
 宮城県土地改良事業団体連  
 合会派遣技師

千 葉 悦 朗

(事業課事業係技術主査)

安 倍 良 則

(会計課会計係主事)

※江合川沿岸土地改良区派遣主事

小野寺 誠 毅

(会計課賦課徴収係主事)

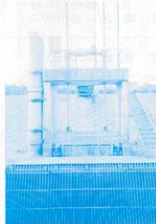
※会計課賦課徴収係主査

三 浦 昭 彦

## 表紙の紹介

山吉田揚水機場—国宮かんばい事業で造成され当時の事業費2億3千6百万円が投じられ昭和44年着工、同46年に完工し、完工以来2,365haにおよぶ水田面積に、かんがい用水として25年間稼働してきた機場です。その間故障防止や老朽化対策として適正化事業や修繕保全事業で幾度の整備がなされ、現在に至る。

追川から見た山吉田  
 揚水機場取水口



| 設備概要      | 口径      | 出力        | 種類           | 台数 |
|-----------|---------|-----------|--------------|----|
|           | 1,100mm | 電動機 190KW | 横軸斜流 (用排兼用機) | 1  |
|           | 1,100mm | 同         | 同            | 1  |
|           | 1,100mm | 同         | 同            | 1  |
| 巻上機、樋門 9門 |         |           |              |    |